

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第五編 労農政党

第四章 各政党の農業政策

第六節 日本共産党の農業綱領

(一九四八年一二月決定)

わが国民主義革命の完成をさまたげ農民生活と農業生産力の向上を圧迫している封建的な残存物を農村から根絶するため、わが党は左の諸要求の実現をめざして闘う。

(一)あらゆる、農地農用林野の完全な解放と農民管理。耕作権を確立し農民の手で土地の不公正な分配を改め、一切の土地を農民の生活と農業の発展のため運営する土地管理委員会の設立。

(二)農民生活と農業生産とを圧迫する不当課税および不当義務の廃止。

(三)農民から強制的に農産物を取上げる一切の法規と官僚統制の廃止。

(四)不当な借地料、借金、備入れ、すべての隷属的な農民の約束を無効とする権限を、人民のえらぶ裁判所に与える。

(五)国家の助けによる協同経営と機械化を中心とする農業近代化の発展。

わが党は富農的な農民をも含め、自由な生産者になるための農民一般の要求を支持する。従って一部農民の土地私有への根深い希望をも十分にとり入れるものである。これらを含め、全農民の諸要求はすべて、労働者階級に導かれる貧農中心の農業革命によってのみ実現される。土地管理の運動を土台に、耕作権の確立と近代的な協同化を進め、農民の利益と納得を通じ平和的に土地国有化を実現するため、わが党は努力する。かくて人民政府ができるならば、土地の私有化を、人民の共有としての国有にうつす可能性が生れるであろう。

労働者階級と農民との同盟による農民的な農業革命こそ農民を解放すると同時に、わが国労働者階級を脅かす低賃金と失業および天皇制支配と侵略戦争とを生み出した一根源を完全に取除き民主主義と民族の独立との土台を農村に固めうる。

党は林・漁業および富農的な地方等における農業労働者の独自の組織に努力する。小所有者または小経営者としての農民にとっては、土地国有化と機械化経営の成長の上に、人民民主主義を通じて将来実現される社会主義にこそ農民のめざすべき真の解放の道があることを、指し示す任務をわが党はになうものである。

農業革命における日本共産党の任務と土地綱領

(一九四六年二月第五回大会決定)

当面せる農業革命は民主主義革命の重要な一部分である。天皇制による絶対支配の土台となってきた寄生的な地主的土地所有の廃絶は当面せる民主主義革命において、基底的な意義を占める。農民層内の階級分化の傾向に着目しつつ全勤労農民を反封建闘争に結集し、農民的農業革命

の徹底遂行に導き、もって我民主主義に決定的基礎を与えることは、現在における我党の基本的任務の一である。民主革命における我党の指導的役割は農民と農業生産力を封建的束縛から解放し、農民生活を経済的、社会的、文化的にも、すくなくとも都市水準にまで高めることにおいてもまた実現されなければならない。

かかる見地に立って農業革命の達成すべき主要任務は次のごとく規定される。

- (一) 地主的土地所有の廃絶
- (二) 土地を農民に与える
- (三) 山林、原野、水利施設の農民への解放、御料林、国有林没収と農民管理
- (四) 国営による開拓とその農民への分与、科学的大規模な改良事業
- (五) 耕作権の確立
- (六) 小作料の徹底引下げと金納化及びその農民委員会管理
- (七) 農民負担の軽減、高利負担の掃蕩
- (八) 国費による機械生産の発達、これを中心とする共同経営化
- (九) 官僚的地主的農業会の解体と施設機関の農民への接收
- (一〇) 農業の民主的発達と農村経済、政治の民主化と文化の向上
- (一一) 強制供出制を粉碎して自主的供出制を確立、人民協議会の下に肥料、農具等生産資材その他必要物資を確保し、かつ農民管理を行う

以上の見地において当面せる土地問題解決のため、党は左の如き土地綱領を設定する。本綱領の主要点は

「(一) 土地問題についての決定権を農民自ら収握し、(二) 平和的に民主革命が遂行されうる現状勢にかんがみ、且つ農民戦線の統一を確保し、反動的抵抗を弱めるため、農民の慾する場合賠償をも認める」にある。

(一) 土地の管理、運営

1 農地並に山林原野等の土地の配分、利用、交換分合等一切の民主的解決のため、寄生地主及び高利貸等を除く関係部落乃至村落民全体で農民委員会を作る。

2 土地に関する一切の決定は農民委員会において行い、この実行機関として関係農民による土地委員会を組織する。これら諸決定は民主政府が最終的に認定する。

(二) 土地所有の移動及び分配

1 一切の小作地(地主宅地をふくむ)を民主国家に没収する。

2 この際小地主の小作地については、その地主の性質等を考慮し、農民委員会において有償か無償かを個々につき具体的に決定する。農民委員会は無償没収の範囲を具体的に決定すると同時に有償の場合一定標準地価に基く高率累進逓減法式に従い、個々の賠償額を決定する。

(標準地価とは前五カ年平均収穫高の一〇%を公定米価金額に換算せるものを国債利廻で還元せるもの)

但し戦争犯罪人(天皇をふくむ)人権蹂躪犯罪人の所有地は広狭を問わず無償没収とする。

3 地主への賠償は戦時利得税、財産税をもってこれに充つ。

4 民主国家に移された土地所有は、農民の希望に応じ、先づ現耕作者に譲渡する。これは原則として無償とするも、農民の希望により農民委員会がその価格を決定する。

5 遊休林野地は総て国費で開拓し、土地なきものは経営零細なるものに優先的に無償で分配す

る。

- 6 地主の土地売り上げ代金は農地開発、その他農業生産投資の外その使用充当を制限する。
- 7 農地の私的抵当権、質権禁止、寄生地主、高利貸に対する農民負担は凍結または棒引。
- 8 経営の共同化に対しては優先的に利便を与える。
- 9 開拓はすべて国費で機械化して行い、農民の希望により共同的に行う。
- 10 土地制度改革の完了まで一九四五年八月一五日以降における所有権移動を禁止する。

(三)小作関係

- 1 土地取上の禁止と耕作権及び借地権の確立。
 - 2 小作料は前五カ年平均収穫の一〇%を最高とし、これを現行公定価(米は地主価格)に換算して金納とする。
 - 3 名目上の地主手作にして実質上他人に耕作させるものはすべて小作地と看做す。
- (四)如上の土地改革のため、これらの諸条件をふくむ土地法の制定。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
